

岡崎市狩猟免許取得費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得し、有害鳥獣の個体数を減らすことにより、農林水産業被害を防止し、農林水産業の振興及び経営の安定を図るため、岡崎市狩猟免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を支出するものとし、その交付に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「有害鳥獣」とは、農林水産物の食害等、生産に被害を及ぼす野生鳥獣をいう。
- (2) 「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定する狩猟免許のうち、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許及びわな猟免許をいう。
- (3) 「銃猟免許」とは、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。

(補助対象者)

第3条 市内に在住し、銃猟免許又はわな猟免許若しくはその両方を取得した者で、市内の農林水産業被害を防止するために有害鳥獣を捕獲する事を宣誓する者で、岡崎猟友会長又は支部長から有害鳥獣捕獲の担い手として推薦される者。

2 前項において、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 過去に補助金を受けて狩猟免許を取得した者（ただし、過去に取得した狩猟免許と異なる種類の免許を取得する場合を除く）。
- (2) 補助金を申請しようとする年度よりも前の年度に狩猟免許を取得した者。
- (3) 狩猟免許を取得後、補助金を申請しようとする時点ですでに狩猟免許を返納又は失効している者。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次の各号による。

- (1) 狩猟免許取得講習費用
- (2) 狩猟免許取得のための医師の診断書料
- (3) 狩猟免許試験受験料

2 前項において、補助金を申請しようとする年度よりも前の年度で要した経費は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の表のとおりとし、予算の範囲内で支出する。

補助対象免許	補助率	上限	補助金の額
銃猟免許又は わな猟免許	9 / 10 以内	19,000円	上限の範囲内で、 補助対象経費の合計 × 補助率 (千円未満切捨)
銃猟免許及び わな猟免許		28,000円	

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市狩猟免許取得費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に、次に掲げる書類を添え、狩猟免許を取得した年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 岡崎猟友会入会申込書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定及び補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、申請者からの請求により交付する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 狩猟免許を取得後、初めて有効期間が満了する前に返納又は失効したとき。
- (3) 農林水産業被害を防止するための有害鳥獣の捕獲活動が実施されていないとき。

(証拠書類の保管)

第10条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を、事業実施年度の翌年度から起算して5年間保存し、市長が提示を求めた時は、これに応じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

